

仁木町学校教育基本方針

令和4年2月

仁 木 町

目 次

第 1 章 仁木町学校教育基本方針の策定について	1
--------------------------	---

第 2 章 教育を取り巻く現状と課題

1 教育を取り巻く社会経済状況	2
2 国における教育目標・教育政策の動向	3
3 仁木町の現状と課題	5

第 3 章 小中一貫教育の推進

1 小中一貫教育の定義	8
2 小中一貫教育の導入が求められる背景	8
3 小中一貫教育の推進により期待される成果	10

第 4 章 仁木町学校教育基本方針

1 仁木町学校教育方針の全体像	12
2 仁木町が目指す教育	12
3 仁木町における小中一貫教育の推進に向けて	13

資料編

1 仁木町学校教育基本方針の策定に係る経過	17
2 仁木町学校教育基本方針の策定に向けた検討会議	18

第1章 仁木町学校教育基本方針の策定について

本町では、令和3年2月に、新しい「仁木町教育大綱」を定め、その中では、基本理念である「町民に質の高い教育を」の実現に向け、「未来につなぐ豊かさを育む確かな教育の創造」、「うるおいとやすらぎを生む心の豊かさと文化の創造」を目標とし、「創意と活力に満ちた豊かな心」、「確かな技術」、「柔軟な発想」、「生きる力」の育成を目指しています。

また、平成29年3月に告示された新学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」は、授業の質的転換という大改革を求めているといえます。義務教育段階の9年間で、育成すべき資質・能力が確実に身に付くよう、学校種間での接続を図ることとしています。特に新たにスタートした「小学校からの英語教育」、「プログラミング教育」、「特別の教科道徳」については、小中学校の教員が協働して指導内容を把握し、系統的な指導をしていくことが効果的であると考えています。

本町では、小学校から中学校に進学した際、児童生徒の学習環境に生じる変化を軽減し、不安の解消を図るため、中学校教員が小学校児童に直接指導する乗り入れ授業の試験的な導入や、小中学校の教員が互いの指導の在り方について共通認識を持つために合同研修会を行うなど「小中連携」に取り組んできました。この取組により、中学校生活への不安が軽減され、小学6年生の児童が中学校入学への期待をより大きなものにすることができています。

令和2年度から順次全面実施となった新学習指導要領を踏まえ、小中学校の教員が授業改善に挑み、その結果を次の学年、また小学校から中学校へ確実に引き継ぐことが大切であるという観点から、子どもたちの9年間の生き生きとした「学び」、「育ち」につないでいけば、より効果的に身に付けさせたい「資質」、「能力」を育成していくことができるのではないかと考えています。

一方、本町においては、平成元年から令和元年までの30年間で、児童生徒数は約40%にまで減少し、更に全ての学校が築後約30年経過していることから、一部老朽化が進んでいる状況にあります。

このような社会の変化や本町の児童生徒数の推移、老朽化する各小中学校の校舎の改修、さらには学校教育が直面している様々な課題を踏まえ、これからの学校教育の将来展望を示すため、小中一貫教育の推進を主軸とした「仁木町学校教育基本方針」を策定しました。

第2章 教育を取り巻く現状と課題

1 教育を取り巻く社会経済状況

(1) 少子高齢化と人口減少

日本の総人口は、社会環境の変化による出生率の低下で、2008年（平成20年）をピークに減少に転じ、大都市への一極集中も是正されず、地方における過疎化が進行しています。

一方で平均寿命の延伸により、超高齢化社会が一層進むことが予測され、社会全体の活力の低下は避けて通れない状況になっています。

なお、このような状況は、生産年齢人口の減少、税収の減少及び社会保障費の増大などにつながり、町民の生活や経済に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 家族形態と地域社会

日本では、二世帯や三世帯世帯が減少傾向にある一方で、夫婦のみの世帯やひとり親世帯、単独世帯が増加傾向にあります。

こういった家族形態の変化に加え、生活習慣や価値観の多様化などにより、地域における人と人のつながりや支え合いが希薄化しており、家庭や地域の教育力が低下していることが指摘されています。

(3) 社会経済状況

近年、グローバル化がますます進み、ヒト・モノ・カネ・情報等の国際的移動が頻繁となっているほか、AI（人工知能）の普及等の技術革新の加速により、今後、産業構造が急激に変化することが見込まれています。

また、「平成25年国民生活基礎調査」において、平成24年の子どもの貧困率が16.3%と過去最高を更新し、およそ6人に1人の子どもが貧困の状態にあることが確認されたことを契機に、全国的に「子どもの貧困」がより一層課題として捉えられるようになりました。

一方、労働力人口の減少のさらなる深刻化が見込まれることなどを背景に、多様で柔軟な働き方の推進や長時間労働の解消といった取組が求められており、平成30年6月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。

このほか、平成27年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12年に向けた国連加盟国共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められ、その同時達成に向け、国や企業、自治体等の全ての主体が取組むこととされています。

(4) 自然災害の状況

全国各地において、地震や台風、豪雨などによる大規模な自然災害が続いている中、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、多数の被害者が発生したほか、道路や建物の被害に加えて、広範囲に及ぶ停電とこれに伴う交通網の麻痺などに直面しました。

このような災害における教訓を生かしながら、災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。

2 国における教育目標・教育政策の動向

(1) 教育基本法

国においては、教育基本法を制定し、教育の目的を示すとともに、それを実現するための教育の目標を掲げています。

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、心理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(2) 教育関連法

国では、小中一貫教育を推進するため、平成28年に学校教育法の改正を行い、その中で、新たな学校の種類（義務教育学校）を定めるなどの取組を進めています。

教育関連法についての直近6年間における主な制定・改正は次のとおりです。

施行年月	法律名	概要
平成 27 年 4 月	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正）	教育行政の責任の明確化、総合教育会議の設置及び大綱の策定の義務化 など
	学校図書館法（改正）	専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）の設置の努力義務化 など
平成 28 年 4 月	学校教育法（改正）	小中一貫教育を行う新たな学校の種類（義務教育学校）の制度化 など
平成 29 年 2 月	義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（制定）	不登校児童生徒等に対する教育機会の確保及び夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供に係る国及び地方公共団体の責務の明確化 など
平成 29 年 4 月	教育公務員特例法（改正）	校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定並びにそれを踏まえた教員研修計画の策定の義務化 など
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正）	教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化 など
平成 31 年 4 月	学校教育法（改正）	小学校、中学校、高等学校等の授業において、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できる など

3 仁木町の現状と課題

(1) 人口の推移

本町の人口は、国勢調査によると、昭和35年の8,326人をピークに年々減少し、令和2年では、3,180人になっています。住民基本台帳人口に基づく近年の総人口においても微減が続いており、令和3年(10月1日)は3,166人となっています。

年齢3区分別の人口の割合をみると少子高齢化が進行しており、令和3年における高齢者人口の占める割合は40.94%(令和3年11月末日現在)となっています。

(2) 学校の配置状況

本町には、仁木地区に小学校1校、中学校1校、銀山地区に小学校1校、中学校1校、他に、私立の通信制の高等学校が1校あります。

仁木小学校は、昭和63年に然別小学校、砥の川小学校が、平成23年に大江小学校がそれぞれ統合され、銀山小学校は、昭和60年に長沢小学校、尾根内小学校が統合され、現在に至っています。

(3) 児童生徒数の推移

児童生徒は、平成元年度に仁木小学校で260人、銀山小学校で112人、仁木中学校で147人、銀山中学校で82人の合計で601人在籍していましたが、令和元年度までの30年間で仁木小学校で119人、銀山小学校で37人、仁木中学校で57人、銀山中学校で25人の合計238人にまでに減少しています。

なお、今後は、人口推計から仁木地区では減少傾向にあると思われませんが、銀山地区においては、児童生徒の約7割以上が櫻ヶ丘学園の児童生徒であることから、櫻ヶ丘学園の定員が変わらない限りは微減で推移すると思われています。

□平成元年度と令和元年度の比較

(各年5月1日現在) (単位：人)

地区名	区分	児童生徒数				統廃合の経過
		平成元年度 (1989年)		令和元年度 (2019年)		
仁 木	小学校	260	407	119	176	然別小学校 (S63 統合) 砥の川小学校 (S63 統合) 大江小学校 (H23 統合)
	中学校	147		57		
銀 山	小学校	112	194	37	62	長沢小学校 (S60 統合) 尾根内小学校 (S60 統合)
	中学校	82		25		
		601		238		—

□平成 27 年度から令和 7 年度までの推移 (各年 5 月 1 日現在) (単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
仁木小学校	1年	20	27	17	17	15	24	21	11	13	22	15
	2年	19	20	27	17	17	16	23	21	11	13	22
	3年	14	19	20	27	17	18	15	23	21	11	13
	4年	13	16	20	21	29	17	17	15	23	21	11
	5年	25	13	18	20	20	29	18	17	15	23	21
	6年	22	25	14	19	21	20	28	18	17	15	23
	計	113	120	116	121	119	124	122	105	100	105	105

銀山小学校	1年	3	3	10	2	5	6	4	6	2	2	2
	2年	2	3	3	11	3	5	6	4	6	2	2
	3年	7	4	6	3	13	3	4	6	4	6	2
	4年	9	9	4	4	6	13	2	4	6	4	6
	5年	6	11	8	5	5	6	14	2	4	6	4
	6年	3	5	12	7	5	6	7	14	2	4	6
	計	30	35	43	32	37	39	37	36	24	24	22

小学校計	143	155	159	153	156	163	159	141	124	129	127
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
仁木中学校	1年	14	23	25	14	17	20	21	28	18	17	15
	2年	16	14	22	25	14	17	20	21	28	18	17
	3年	19	16	14	23	26	14	17	20	21	28	18
	計	49	53	61	62	57	51	58	69	67	63	50

銀山中学校	1年	9	5	3	11	5	7	6	7	14	2	4
	2年	11	9	10	3	14	5	8	6	7	14	2
	3年	8	11	10	11	6	14	8	8	6	7	14
	計	28	25	23	25	25	26	22	21	27	23	20

中学校計	77	78	84	87	82	77	80	90	94	86	70
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

【補足】

上記の表における令和 4 年度以降の予測値については、銀山小中学校における櫻ヶ丘学園児童生徒の転入予定は含まれていません。

(4) 各学校の状況

本町の各学校については、銀山小学校が昭和 53 年に建設され、平成 5 年に大規模改修を行いました。築後 44 年が経過し、一番新しい仁木中学校でも平成 4 年に建設され、築後 30 年を迎えようとしています。

いずれの学校も大規模改修の目安と言われている 20 年を大幅に経過している状況にあり、一部老朽化が進んでいる状況にあります。

□各学校の状況

(令和元年 5 月 1 日現在)

学校名	住 所	建設年次	児童生徒数	教職員数	延床面積	構造
仁木小学校	仁木町西町 1 丁目 52-4	昭和 63 年 (1988 年)	119 人	16 人	3,829 m ²	RC・S
仁木中学校	仁木町北町 4 丁目 52	平成 4 年 (1992 年)	57 人	11 人	4,140 m ²	RC・S
銀山小学校	仁木町銀山 2 丁目 446	昭和 53 年 (1978 年)	37 人	9 人	2,701 m ²	RC・S
銀山中学校	仁木町銀山 2 丁目 113	平成 2 年 (1990 年)	25 人	16 人	3,358 m ²	RC

(5) コミュニティスクールの設置

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革・地方創生の観点からも学校と地域の連携・協働の重要性は増えています。

未来を担う子どもたちの豊かな成長を支えるには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠であります。

これからの公立学校は、従来からの「開かれた学校」から一歩踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

本町では、令和 2 年度に、仁木地区及び銀山地区にそれぞれコミュニティスクールを設置し、学校運営協議会の委員の皆様が各学校長が作成する学校運営の基本方針の承認を行ったり、学校運営について意見を申し述べたりする仕組み作りを行いました。

第3章 小中一貫教育の推進

1 小中一貫教育の定義

小中連携教育のうち、小中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

2 小中一貫教育の導入が求められる背景

(1) 教育内容や学習活動の質的・量的充実への対応

平成20年の学習指導要領の改訂は、21世紀の知識基盤社会化やグローバル化を見据え、「生きる力」を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視して行われました。それに伴い、授業時数が増加し、言語活動や理数教育の充実、グローバル化に対応した英語教育の拡充など、内容が充実し学習時間も増えております。

また、現在の学習指導要領においても、社会と共有・連携しながら実現させる学校教育を目指す、社会に開かれた教育課程が求められ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をはじめ、道徳が教科化されたことやプログラミング教育など、新たな教育活動が提言されました。

このような教育内容や学習活動の質的・量的充実に対応するために、小中学校の教員が連携して、小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導など、学習指導の工夫に取り組むことの重要性が増加しています。

【主な学習指導要領の改訂内容】

- ① 社会に開かれた教育課程
 - ・ 学校教育を学校内に閉じ込めず、社会と共有・連携しながら実現
- ② 育成すべき資質・能力
 - ・ 学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性
 - ・ 生きて働く知識・技能
 - ・ 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等
- ③ 教育内容の主な改善事項
 - ・ アクティブラーニングの視点からの授業改善
 - ・ 児童生徒の道徳性を育む考え、議論する道徳に基づく授業改善
 - ・ グローバル化に対応した英語教育の充実

(2) 身体的発達の早期化等に関わる現象への対応

昭和20年代と比較すると、思春期の到来時期が2年ほど早まり、小学校高学年段階における子どもの身体的発達の早期化が指摘されています。

こうした中、小学校高学年から急に自己肯定感や自尊感情が低下する、あるいは

は「学校、授業の楽しさ」について否定的になる傾向が見られ、各学校においては、個人差の拡大や興味関心の多様化、個性伸長への対応が求められています。

そのため、思春期の子どもの指導に当たっては、様々な大人が多様な視点で関わることや、より専門性の高い指導により、自分のよさを発見しやすくしたり、学習意欲を高めやすくしたりするなど、小中学校の教職員が連携した指導の工夫が必要となっています。

(3) 生徒指導・学習指導上の問題等への対応

中学校への進学に際し、新しい環境での不適應への効果的な対応が求められています。

生徒指導面では、小学校高学年から中学校にかけて不登校、いじめの認知件数等が大幅に増えることが経年的な傾向として明らかになり、また、学習指導面においても「授業の理解度」や「教科の好き嫌い」など学習上の悩みを抱える子どもが増える傾向が明らかになっています。

こうした事象の要因として、小中学校の教育活動の差異や、小学校段階からの学習面でのつまづきの蓄積、小学校段階では顕在化していなかった人間関係の課題などが存在しているとの指摘があります。

そのため、適度な環境の変化が小中学校間に存在することの意義や教育効果について考慮しつつ、指導体制や学習方法、生徒指導、放課後・休日の生活の違いなど、小中学校や学年間の違いや接続に配慮した教育課程を編成し、義務教育9年間全体での取組を充実させていくことが求められています。

(4) 社会性育成機能の強化の必要性

共稼ぎや一人親世帯の増加や地域コミュニティの形成が難しいといった様々な背景の中で、大人と子どもの関わりが減っているとの指摘があります。また、集団で遊ぶ機会や異年齢の子ども同士の関わりそのものが減っているという現状も指摘されており、子どもの社会性を育成するために、子どもたちの集団教育の場である学校の役割への期待が大きくなっています。

こうした背景の下、多様な異学年交流の活発化、より多様な教師・大人が児童生徒に関わる体制の確保、中学校区を単位にした地域の教育力の強化など、子どもの社会性育成を目指す教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっています。

(5) 学校現場の課題の複雑化・多様化

近年、複雑な家庭環境で育つ子どもや特別な配慮を必要とする子どもの増加、いじめ・不登校など生徒指導上の問題の増加、保護者ニーズの多様化と対応の困難化、時代の要請に伴う教育活動の高度化など、学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。

こうした中、これまでのように「個々の教員や学年単位、学校単位の努力だけ

では十分な対応が困難である」という認識が広がりつつあり、中学校区単位での学校間の連携や家庭・地域との共同などによる、子どもに関わる全ての人で作り上げる質の高い教育活動が求められています。

(6) 小中一貫教育の制度化

小中一貫教育制度化に関する学校教育法等の改正により、一人の校長の下で一つの教職員組織が一貫した教育課程を編成・実施し、9年制の学校で教育を行う「義務教育学校」と、組織上独立した小学校及び中学校が、義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す「小中一貫型小学校・中学校」の2つの類型が示されました。

このことにより、本制度の下で、義務教育9年間全体で教育活動を展開する小中一貫教育がより安定的・継続的に実施され、小中学校間の接続に関する望ましい取組を促進することができるようになりました。

3 小中一貫教育の推進により期待される成果

小中一貫教育の推進により、小中学校の教職員が連携・協働して、小中学校9年間の子どもの成長を見通し、子どもの成長の段階に応じて指導體制・指導方法を工夫することで、教職員が長期的な視点で児童生徒を理解ができるようになるとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの教育期の充実を図り、相互に連携を強化し、三者が一体となって子どもの教育に取り組むことで、次の成果が期待できます。

(1) 学習意欲の向上

小中学校9年間を見通した学びの連続性を大切にした授業の工夫・改善をはじめ、わかりやすい授業づくりと学習指導の更なる充実、指導方法や指導内容の研究・改善、学習習慣の定着に向けた働きかけの充実など、児童生徒の発達に即した系統性、継続性のある指導を行うことにより、基礎的・基本的な力の定着や思考力・判断力・表現力の育成、知識・技能を活用して課題を解決する力の育成など確かな学力の育成が図られるとともに、生涯にわたって学び続ける心の育成が図られ、学習意欲の向上が期待できます。

(2) 豊かな人間性や社会性の育成

小中による児童生徒の異学年交流を通して、集団の中での自己肯定感や自尊感情が高まり、コミュニケーション能力の向上や規範意識などの醸成により、豊かな人間性や社会性の育成が期待できます。

そして、小中学校教職員がこれまで以上に綿密な情報交換を行い、発達段階を踏まえた9年間の計画的かつ継続的な教育活動を行うこと等により、他者を大切にする心が培われ、いじめや不登校など、いわゆる中1ギャップの課題の解消が期待できます。

(3) 教育課程の柔軟化

小中一貫教育を実施する小中学校においては、児童生徒の発達の状況等を踏まえ、教育課程を従来と同じ「6年・3年」とすることや「4年・3年・2年」、「5年・2年・2年」等に便宜的に区分し直し、区分ごとに教育活動の目標を設定するといった取組も可能になります。

教育課程を「4年・3年・2年」、「5年・2年・2年」等に区分することにより、学習基礎定着期、学習充実期、学習発達期に区分し、各段階において次の点に留意しながら児童生徒の発達に即した学びを育むことができます。

① 学習基礎定着期

学級担任制によるきめ細かな指導や家庭との連携により、基本的な学習習慣、生活習慣を身に付ける指導に重点を置きます。繰り返し指導や補完指導等による習熟を図ることを重視するとともに、体験的な学習等により、生きる力の基となる基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ることができます。

② 学習充実期

これまでの学習や生活で身に付けたことの活用を重視するとともに、論理的思考力の育成を図ることができます。

また、小学校高学年で一部教科担任制、小中学校教職員の乗り入れ授業等を行い、中学校の学習へのスムーズな移行を図り、中学校の学習に対する不安の軽減を図ることができます。

更に、体験学習、調べ学習、異学年交流などの多様な学習スタイルを積極的に導入し、実生活で活用できる生きた知識や技能を養うことに重点を置き、小学校から中学校へ継続して学ぶ意欲を育むなど、子どもの気持ちを大切にしながら中学校への円滑な接続を図ることができます。

③ 学習発展期

教職員の専門性に基づく基礎・基本の確実な定着と9年間の総仕上げを目指します。また、個性や能力の伸長を図り、子どもが夢の実現に向けて確かな方向性が持てるよう支援することができます。特に、キャリア教育や発展学習等により、自分の生き方を考えたり、これまで身に付けたことを発展させたりすることを重視し、自ら課題を発見し、解決する力の育成を図ることができます。

④ 学年段階の区切りの検討

施設分離型の小中一貫教育においても、施設一体型の取組を参考にしながら、子どもたちの発達の早期化への対応や、中学校への進学に際して子どもが体験する環境の変化の緩和を図る観点から、教育課程上の区分を柔軟に設定する取組ができます。一方で、どのような区分を設定するかは、各中学校区の児童生徒の実態に応じて考えられ、区分を手段として捉え、従来であれば中学校段階の指導の特徴ともされてきた取組について、小学校の指導のよさを生かしながら、段階的に小学校高学年に導入したり、小中学校の教職員が協力して指導を行ったりすることにより、学年・学校段階の円滑な移行を図ることができます。

第4章 仁木町学校教育基本方針

1 仁木町学校教育基本方針の全体像

(1) 基本理念

学校教育は一人ひとりの個性・能力を伸ばし、心豊かに充実した人生を送るための基礎を築き、社会全体の今後一層の発展を実現するための「ひとづくり」です。

本町では、様々な分野で飛躍し未来を創造する子どもを育むため、まち全体を人が成長するための環境として捉え、豊かな文化や歴史伝統などを生かした教育を推進しています。こうしたかけがえのない財産を生かし、学校、家庭、地域の信頼と支え合いの中で、未来を担う子どもたちが、多様化・国際化する変化の激しい社会に対応し、創造性豊かに、たくましく生きる力を身に付けられる教育を推進します。

(2) 目指す子ども像（令和3年度学校経営計画から抜粋）

① 仁木小中学校

- ア 自分の良さに気付き自信をもって行動し、課題意識をもち、よく考え、進んで学ぶ子
- イ 進んで運動し、健康管理を行う子
- ウ 基礎基本を確実に身に付ける子
- エ 身に付けた知識・技能を、新たな課題の解決に活用する子
- オ 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を身につけ広い視野に立ってよりよい未来を創造する生徒
- カ 生きて働く知識・技能を取得し、最大に実践につなげる生徒
- キ 学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性を備え仁の心を持ち、心身共に強靱で、他者と協働し、生きる生徒

② 银山小中学校

- ア 学びを重ねる子
- イ 思いによりそう子
- ウ 明るく元気な子

2 仁木町が目指す教育

教育基本法では、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と、教育の目的が定められています。

仁木町教育大綱の目標であり、仁木町が目指すべき教育目標である、「未来につなぐ豊かさを育む確かな教育の創造」に向けた取組を次のように決めました。

- (1) 教育内容の充実
 - ① 知徳体の調和のとれた教育
 - ② 生きる力を育む確かな学力の向上
 - ③ 個性が活かせる自主的で創造的な教育
 - ④ 他人を思いやれる心の醸成
 - ⑤ ICT教育、外国語教育の充実

- (2) 教育環境の充実
 - ① 小中一貫教育の検討
 - ② 校舎等の計画的な整備、充実
 - ③ 教材備品、機器、設備の更新、充実
 - ④ ICT教育に向けた機器の整備

- (3) 子育てと家庭教育の充実
 - ① 子育てに関する相談支援体制の充実
 - ② 子育て支援拠点施設の整備
 - ③ 家庭教育に対する意識の高揚
 - ④ 家庭の経済状況や地理的条件への対応

- (4) 地域で支える子どもの学び
 - ① 地域教育力の向上
 - ② あいさつの励行
 - ③ 家庭、学校、地域、民間団体等の連携
 - ④ 児童、生徒等の安全確保

3 仁木町における小中一貫教育の推進に向けて

(1) 仁木町における小中一貫教育の必要性

第3章の小中一貫教育の推進において、全国的な背景について整理してきましたが、本町においても、全国と同様に、子どもたちを取り巻く教育環境の変化や学校が抱える課題の多様化などに対応するため、より質の高い教育活動が求められています。

本町では、全ての中学校区において、コミュニティスクールを始め、小中学校が協働と接続、連携を意識し、小中一貫した学習規律・生活習慣等の定着や生徒指導上の課題対応など、情報交換や交流研修会を中心とした小中連携に取り組んできました。

一方で、小中学校それぞれの教育活動の上に進められた連携であるため、お互いの取組への評価・要望だけに完結してしまう傾向があり、小学校、中学校の枠にとどまることなく、系統性・連続性に配慮した一貫性のある教育活動を展開し

ようとする意識への転換や、児童生徒の9年間の連続した学びを保障する指導体制や学習指導方法など教育課程の改編に踏み込んだ一貫した取組へと発展させる必要があります。

以上のことから、本町においては、これまで全中学校区で小中連携に取り組んできたことによる成果を基盤とし、小中学校が協働し、家庭・地域と連携を図りながら、義務教育9年間をひとまとまりと捉え、系統的で連続した教育活動を進めていくことで、子どもたちに確かな生きる力を育む小中一貫教育を町内全ての学校で導入することとします。

(2) 基本方針

本町では、キャリア教育の視点を生かし、義務教育9年間を見通した一貫した指導を行うことで、将来の様々な課題に直面した場合、柔軟性を持ちながらもたくましく対応し、社会人として自立していくことができるとともに、豊かな職業観・勤労観を持ち、主体的に生きる力や広く世界に目を向ける国際感覚を身に付けた「目指す子ども像」に向けて、全ての中学校区で小中一貫教育を推進します。

① 中学校区での「目指す子ども像」の共有

中学校区の「目指す子ども像」を明確にし、小中学校の教職員が共通認識を持ちながら、中学校区の特色を生かした教育活動を推進します。

② 義務教育9年間の「学び」の充実

義務教育での子どもたちの「育ち」や「学び」を一体的にとらえ、9年間を見通した指導方針のもと、教育活動を推進します。

③ 地域に根ざした小中一貫教育の推進

学校、家庭、地域が小中一貫教育について共通理解のもと、地域に愛着と誇りを持った子どもたちを育ていけるように、「目指す子ども像」を共有し、三者が一体となった教育を推進します。

また、地域の教育資源（豊かな自然環境や歴史文化、人材など）を十分に活用し、子どもたちの学ぶ力を育む教育活動を推進します。

④ 小中一貫教育推進のための組織体制の確立

各中学校区において小中一貫教育推進のための組織体制を確立し、教育課程や教育内容の検討・実践を行います。

(3) 施設形態と小中一貫教育の取組

本町では、仁木地区においては、小中学校の校舎は、一部老朽化や修繕箇所はあるものの比較的新しい校舎であるため、現在の各学校の大規模改修を実施し、「施設分離型の小中学校」とし取組を進めます。また、銀山地区は、銀山小学校の老朽化が著しい状況であること、更には、地域の特殊性を考慮し、9年制の学校で教育を行う「義務教育学校」を設置することとし、取組を進めます。

なお、本町では、施設一体型、施設分離型、義務教育学校に関わらず、共通した考え方にたって、小中一貫教育を推進することとし、教育課程の区分などの詳

細は、それぞれの中学校区の状況に応じた取組とします。

【施設分離型の小中一貫教育の留意点】

施設分離型の小中学校においても、小中学校が「目指す子ども像」やそれぞれの学校教育目標について協議し、共通した考え方にたつて、統一性を持たせていくことが十分に可能です。施設分離型の小中学校における学校間の距離、学校規模、施設併用の可能性など、それぞれの中学校区の状況に応じて小中一貫教育の取組方法を工夫していくこととします。併せて、小学校・中学校間の教職員による合同研究・研修や児童の合同学習・行事の実施など、連携方法を工夫することで小中一貫教育の効果をより高めていきます。

(4) 仁木町における教育課程上の区分

本町における教育課程上の区分については、仁木地区、銀山地区において、それぞれ地域事情等に違いがあるため、今後設置する仁木町小中一貫教育推進会議等で協議検討を行います。

(5) 小中一貫教育の実現に向けての主な推進体制

① 仁木町小中一貫教育推進会議

教育委員会事務局及び学校代表者等で構成する仁木町小中一貫教育推進会議において、本町における小中一貫教育のカリキュラム、教育環境、小中一貫教育の推進における諸課題と解決方法などについて幅広く議論を行い、「小中一貫教育の学校運営に関すること」、「小中一貫教育の教育課程や指導体制に関すること」、「小中一貫教育の教育活動の評価に関すること」などについて評価・改善を行います。

② 各中学校区及び学校における推進組織の設置

中学校区の学校数や学校間の距離、児童生徒や家庭、地域の実態、教育課程などは同一ではないため、一定の目標や中心となる手立ては町全体で共有しながらも、各中学校区の特色や課題に応じた小中一貫教育を研究し、実践します。

その具体的な取組を充実させるため、各中学校区において既に設置されている校区交流等の既存の組織を生かし、推進していきます。

ア 各学校は、校長を長とする小中一貫教育を推進する組織（小中一貫教育推進委員会）を設置し、取組を進めます。

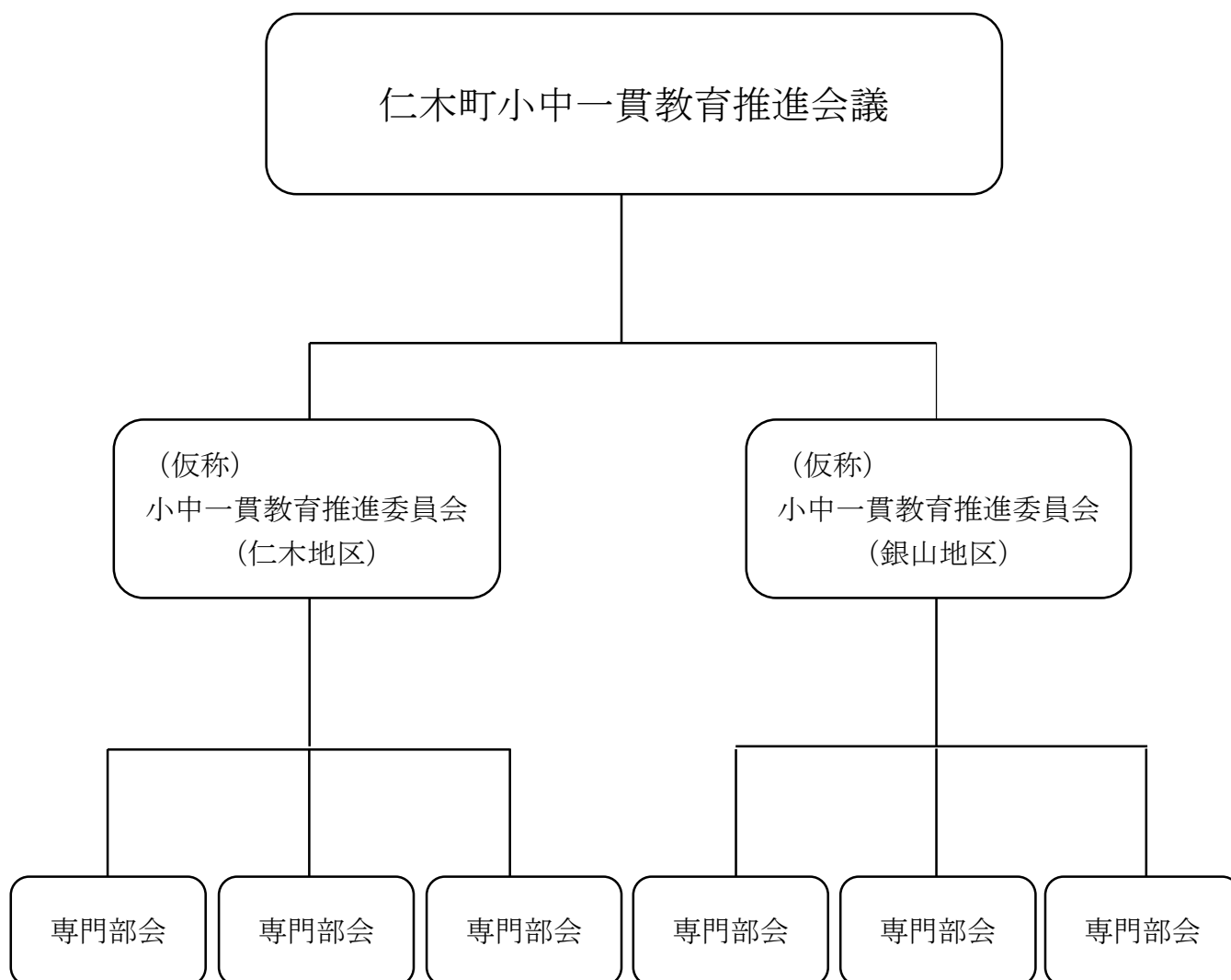
イ 各学校は、小中一貫教育の担当者を置き、担当者が各中学校区の連結の窓口となり、中心となって具体的な取組を進めます。

ウ 各中学校区において、各学校の担当者が集まって推進委員会を開催し、各中学校区内の具体的な取組の協議・調整を行います。

エ 各中学校区の推進委員会においては、各学校の校長のうち1名が長となり、会議を統括します。

オ 体制や運営の詳細については、各中学校区で創意工夫することとします。

【推進体制のイメージ】



資料編

1 仁木町学校教育基本方針の策定に係る経過

実施日	会議等
令和元年5月	「第2期仁木町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査（町内全域で実施）
令和元年10月9日	令和元年度第1回仁木町立学校整備促進審議会 （仁木町民センターで開催）
令和元年12月11日	令和元年度仁木町学校教育基本方針の策定に係る意見交換会 （銀山生活改善センターで開催）
令和元年12月12日	令和元年度仁木町学校教育基本方針の策定に係る意見交換会 （仁木町民センターで開催）
令和2年1月	「仁木町学校教育基本方針」策定に係るアンケート調査 （銀山地区で実施）
令和2年1月23日	令和2年第1回仁木町総合教育会議 （仁木町学校教育基本方針策定に係る進捗状況を報告）
令和2年1月31日	令和2年仁木町議会全員協議会 （仁木町学校教育基本方針策定に係る進捗状況を報告）
令和2年2月	広報紙2月号に掲載 仁木町学校教育基本方針の策定について（第1回目）
令和2年3月	広報紙3月号に掲載 仁木町学校教育基本方針の策定について（第2回目）
令和2年4月	広報紙4月号に掲載 仁木町学校教育基本方針の策定について（第3回目）
令和3年1月13日	令和3年第1回仁木町総合教育会議 （仁木町学校教育基本方針策定に係る進捗状況を報告）
令和3年10月27日	仁木町学校教育基本方針に係る保護者説明会 （銀山生活改善センターで開催）
令和3年12月6日	令和3年第2回仁木町総合教育会議 （仁木町学校教育基本方針策定に係る進捗状況を報告）
令和4年2月9日	令和3年度第1回仁木町立学校整備促進審議会 （仁木町民センターで開催）

2 仁木町学校教育基本方針の策定に向けた組織体制

本指針の策定に向け、P T A連合会の推薦する者、校長会の推薦する者、教頭会の推薦する者及び町長が選定する者で構成する「仁木町立学校整備促進審議会」を設置し、検討を進めて参りました。

【仁木町立学校整備促進審議会委員】

(令和元年度)

(令和3年度)

氏名	所属	氏名	所属
山下 和也	仁木町P T A連合会	渡辺 優	仁木町P T A連合会
芳岡 貴志	仁木町P T A連合会	芳岡 貴志	仁木町P T A連合会
菊地 健文	仁木町P T A連合会	桂下 友芳	仁木町P T A連合会
渡邊 均	仁木町校長会	山崎 貴志	仁木町校長会
相澤 克幸	仁木町教頭会	吉田 貴	仁木町教頭会
木村 公一	仁木小学校学校評議員	木村 公一	仁木地区学校運営協議会
鈴木 保	銀山小学校学校評議員	大久保俊哉	仁木地区学校運営協議会
大久保俊哉	仁木中学校学校評議員	鈴木 保	銀山地区学校運営協議会
加藤 政茂	銀山中学校学校評議員	加藤 政茂	銀山地区学校運営協議会
計良 友一	仁木町町内会連絡協議会	工藤 義見	仁木町町内会連絡協議会
藤田 浩	大江連合町内会	小畑 孝彦	大江町内会
森 一義	銀山地区町内連合会	高橋賢太郎	銀山地区町内連合会

